

感染症拡大防止協力支援金（第3期）の実施に係る 補正予算の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため広島市内において緊急事態措置に準じた対策を実施することとし、これに伴って感染症拡大防止協力支援金の支給（第3期）を実施するため、地方自治法180条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いました。

1 広島市における緊急事態措置に準じた対策の実施（施設利用関係）

・ 飲食店等への要請

要請内容	広島市内全域の飲食店における営業時間の短縮（5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで。） ※本来の営業時間が20時までの飲食店等は対象外
要請期間	令和3年1月18日～2月7日
施設の種類	・ 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） ・ バー、カラオケボックス等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
協力支援金の支給（第3期）	時間短縮（休業を含む）：1店舗当たり84万円 ※全期間、要請に応じた場合のみ

※ 財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

2 専決処分の額 3,220,400千円

3 専決処分日 令和3年1月16日